証券コード　3798
2021年６月11日

株　主　各　位

東京都中央区晴海一丁目８番１０号
晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーX棟14階
ＵＬＳグループ株式会社
代表取締役社長　漆原　茂

第21回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第21回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
**　なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、本総会につきましては、書面による議決権行使をご検討くださいますようお願い申しあげます。書面によって議決権を行使される場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年６月28日（月曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　2021年６月29日（火曜日）午前10時
２．場　　所　東京都中央区晴海一丁目８番10号
　晴海アイランドトリトンスクエア
　オフィスタワーX棟５階　会議室２番
３．目的事項
　報告事項
　１．第21期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　２．第21期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）計算書類報告の件
　決議事項
　第１号議案　剰余金処分の件
　第２号議案　定款一部変更の件
　第３号議案　監査等委員でない取締役４名選任の件
　第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
　第５号議案　監査等委員でない取締役の報酬額設定の件
　第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件
　第７号議案　監査等委員でない取締役に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

以上

◎当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の記載事項に修正が生じた場合は、修正内容をインターネット上の当社ウェブサイト(アドレス

(https://www.ulsgroup.co.jp/))に掲載させていただきます。
◎以下の事項につきましては、法令及び当社定款第16条に基づき、インターネット上の当社のウェブサイト（https://www.ulsgroup.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。
① 連結計算書類の連結注記表
② 計算書類の個別注記表
従って、本招集ご通知の提供書面は、会計監査人が会計監査報告を、また監査役が監査報告を、それぞれ作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

◎株主の皆様に対する公平な利益還元の観点から、昨年よりお土産を取り止めさせていただいております。何卒ご理解いただきますようお願い申しあげます。

◎新型コロナウイルス感染防止への対応について
1．株主説明会
今年度は、株主総会終了後の「株主説明会」を開催しないこととさせていただきます。予めご了承ください。
2．当社の対応
① 株主総会当日対応させていただく社員については、マスクを着用させていただきます。
② 会場に消毒用アルコール液を設置いたします。
3．株主様へのお願い
① 株主総会への出席をご検討されている株主様には、当日までの健康状態にご留意いただき、くれぐれもご無理をなされませぬようお願い申しあげます。
② ご来場の際には、マスクを着用していただけますようお願い申しあげます。また、受付に設置の消毒用アルコール液をご利用のうえ、ご入場をお願い申しあげます。
③ 受付にて体温測定をお願いする場合がございます。ご協力のほどお願い申しあげます。
④ ご来場中の株主様で体調不良と見受けられる方には、会場スタッフがお声がけすることがございます。予め、ご了承ください。
⑤ 株主様の議決権は、株主総会へのご出席を見合わせた場合であっても同封の議決権行使書面によって行使することができますので、ぜひご利用をご検討ください。議決権行使書面による議決権の行使方法の詳細は、同書面の記載をご参照ください。
【議決権行使期限】2021年６月28日（月）午後６時（到着分）迄
4．今後の流行状況により、感染予防及び拡散防止のための新たな措置を講じる場合は、当社のウェブサイト（https://www.ulsgroup.co.jp/）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの感染拡大により上期においてはリーマンショック以来となる景況感の記録的な悪化（2020年６月日銀短観大企業全産業DI：マイナス26）となったものの、下期においては中国などの外需の回復に伴い自動車・半導体市場中心に需要が回復し、2021年３月の景況感は全体ではプラスに転じる（2021年３月同短観同DI）など業種にばらつきはあるものの好転の兆しが見え始めております。

このような経営環境のもと、当連結会計年度において当社グループは、グループ全役職員の感染リスク最小化のため、2020年３月から顧客等の協力を得ながら順次全面的に在宅勤務を実施したほか、衛生管理の徹底、業務のオンライン化の徹底を図り、守りを固める一方、先端IT技術を活用し事業競争力強化を図るいわゆるＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）を推し進める企業からの旺盛な需要に対応するため、コンサルタントの積極的な増員（前連結会計年度末比34名増員（12%増））や、株式会社アークウェイの連結子会社化等により着実に戦略的ITコンサルティングサービスの提供体制を強化した結果、業績は例年にも増して堅調に推移することができました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、以下のとおりとなりました。

売上高	7,191,339千円（前連結会計年度比12.6%増）
営業利益	1,416,837千円（前連結会計年度比6.4%増）
経常利益	1,419,666千円（前連結会計年度比6.3%増）
親会社株主に帰属する当期純利益	891,983千円（前連結会計年度比20.8%増）

当連結会計年度の業績の概要は以下のとおりです。

(a)　売上高については、主に金融、建設、製造及びサービス業等の主要顧客企業からの引き合いが堅調に推移するとともに、新規顧客からの引き合いも拡大したこと、また、これらの堅調な引き合いに対応できる優

秀なコンサルタントの採用・育成やパートナー企業の支援確保が概ね順調に進んだことにより、前連結会計年度比803,471千円（12.6%）増加の7,191,339千円となり過去最高を記録しました。

(b) 損益面については、積極的な採用活動及び研究開発活動等による販売費及び一般管理費の増加はあったものの、売上高の拡大に加え、プロジェクトの品質管理や効率的なグループ経営の徹底により、営業利益は前連結会計年度比84,993千円（6.4%）増加の1,416,837千円、経常利益は前連結会計年度比84,709千円（6.3%）増加の1,419,666千円となり、それぞれ過去最高を記録しました。

また、親会社株主に帰属する当期純利益については、前述の理由に加え、当期は保有投資有価証券の評価損等の特別損失の計上がなかったことにより、前連結会計年度比153,560千円（20.8%）増加の891,983千円と過去最高を記録しました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資総額は34,790千円であります。主なものは以下のとおりであります。（下記の金額には消費税等は含まれておりません。）

重要な設備等の新設の内容	投資金額（千円）
パソコン、サーバー及びその周辺機器	34,790

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、2020年８月３日付で、連結子会社であるピースミール・テクノロジー株式会社の普通株式を39株（議決権割合21.7%）追加取得いたしました。

当社は、2020年９月１日付で、株式会社アークウェイの普通株式を160株（議決権割合80.0％）取得し、子会社化いたしました。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　分	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
	第 １８ 期	第 １９ 期	第 ２０ 期	第 ２１ 期 (当連結会計年度)
売上高（千円）	5,085,038	5,830,459	6,387,867	7,191,339
経常利益（千円）	889,711	1,162,746	1,334,957	1,419,666
親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	555,713	697,700	738,423	891,983
１株当たり当期純利益（円）	96.81	121.55	128.68	159.37
総資産（千円）	5,705,332	6,579,463	7,036,964	8,000,751
純資産（千円）	4,634,324	5,251,035	5,684,142	6,326,532
１株当たり純資産額（円）	788.58	890.96	981.19	1,103.64
自己資本比率（％）	79.3	77.7	78.9	77.2

（注）連結ベースでの数値/比率を記載しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①　親会社の状況

該当事項はありません。

②　重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
ウルシステムズ株式会社	100,000千円	99.3%	コンサルティング事業
ピースミール・テクノロジー株式会社	4,550千円	77.8%	コンサルティング事業
株式会社アークウェイ	10,000千円	80.0%	コンサルティング事業

（注）１．当社は、2020年８月３日付で、ピースミール・テクノロジー株式会社の普通株式を39株（議決権比率21.7％）追加取得しております。

２．当社は、2020年９月１日付で、株式会社アークウェイの普通株式を160株（議決権比率80.0％）取得し、子会社化いたしました。

(4) 対処すべき課題

2021年度に入っても新型コロナウィルスの感染拡大の波は変異株の発生と相俟って断続的に発生しており、ワクチン接種の進展や防止策の浸透はあるものの、日本経済全体の見通しとしては当面視界不良な状態が続くものと見込まれます。

一方で、民間企業の事業活動はもちろん社会活動全体のデジタル化への動きは加速しており、先端IT技術を活用し事業競争力強化を図るいわゆるＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）を推し進める企業や公共部門からの需要は、長期的に益々堅調に推移するものと確信しております。

したがって、2022年３月期においても当社グループの持続的且つ中長期的な事業成長の実現のため、今まで以上に優秀な人材の増員活動及び人材の育成強化並びに品質管理の徹底を推し進めるとともに外部企業とのアライアンスや今後有望と思われる先端技術・事業体への成長投資を積極的に進め、基幹事業であるコンサルティング事業のさらなる供給能力強化と高付加価値化を実現してまいります。

(5) 主要な事業内容（2021年３月31日現在）

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社及び連結子会社３社（ウルシステムズ株式会社、ピースミール・テクノロジー株式会社及び株式会社アークウェイ）で構成され、主に顧客企業の競争優位性を支える戦略的IT投資領域におけるコンサルテーション及び受託開発からなるコンサルティング事業を展開しております。

事業活動における各社の位置づけは、以下のとおりであります。

① ウルシステムズ株式会社は、建設、金融、製造及びサービス業向けを中心とした情報システムに関するコンサルティング及び受託開発サービスを展開しております。

② ピースミール・テクノロジー株式会社は、自治体など公共事業体を中心に、情報システムに関するコンサルティング、受託開発及び保守サービスを展開しております。

③ 株式会社アークウェイは、主にサービス、製造、金融業向けにITアーキテクチャコンサルティングサービスを展開しております。

なお、当社は、特定上場会社等に該当し、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準のうち、上場会社の規模との対比で定められる数値基準については連結ベースの計数に基づいて判断しております。

以上の関係を図に示すと次のようになります。

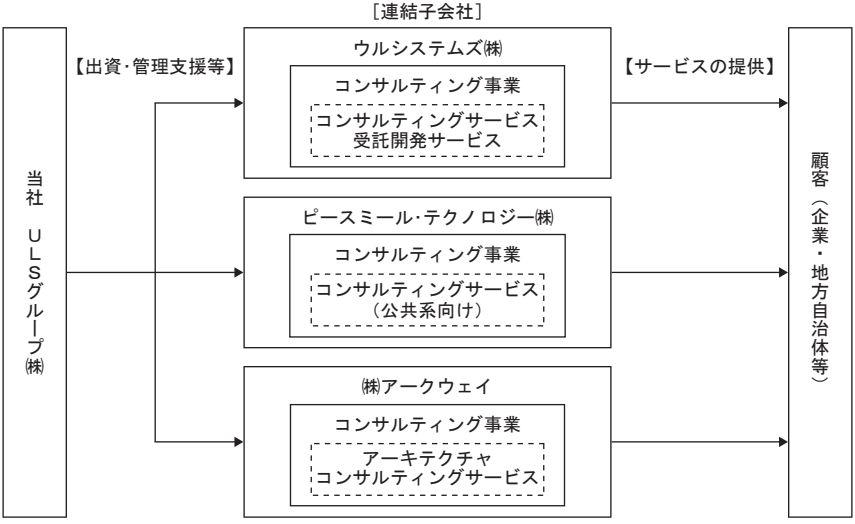

(6) 主要な営業所（2021年３月31日現在）

当　　社	本社：東京都中央区晴海一丁目８番10号 晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーX棟14階
ウルシステムズ株式会社	本社：　　同上
ピースミール・テクノロジー株式会社	本社：　　同上 札幌事業本部：北海道札幌市中央区北二条西三丁目１番16号 太陽生命ひまわり札幌ビル７F
株式会社アークウェイ	本社：東京都中央区晴海一丁目8番10号 晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーX棟14階

(7) 使用人の状況（2021年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況　365名（前連結会計年度末比　41名増）

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
16名	2名増	40.9歳	9.0年

(8) 主要な借入先の状況（2021年３月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．株式の状況（2021年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　23,200,000株

(2) 発行済株式の総数　6,167,800株

(3) 株主数　1,898名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	株	%
漆原　茂	2,508,600	44.82
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT（常任代理人　シティバンク、エヌ・エイ東京支店）	308,300	5.51
高橋　敬一	292,000	5.22
株式会社インテック	220,000	3.93
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	181,900	3.25
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	161,300	2.88
ＴＩＳ株式会社	140,300	2.51
JP MORGAN CHASE BANK 385632（常任代理人　株式会社みずほ銀行決済営業部）	65,000	1.16
馬場　和広	62,000	1.11
JPMBL RE UBS AG LONDON BRANCH COLL EQUITY（常任代理人　株式会社三菱UFJ銀行）	59,100	1.06

（注）　当社は自己株式(570,249株)を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

３．新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等の状況

2016年３月31日取締役会決議及び2016年４月27日取締役会決議に基づき当社の取締役、当社子会社の取締役及び従業員に対して有償にて発行した新株予約権の概要は次のとおりです。

新株予約権の数（注1）	3,030個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数（注1）	普通株式 303,000株
新株予約権の払込金額	新株予約権1個あたり400円
新株予約権の払込期日	2016年５月12日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	94,000円
新株予約権の行使期間	自　2017年７月１日 至　2031年４月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金（1株あたり）	資本金　472円 資本準備金　472円
新株予約権の行使の条件	（注2）
割当先（注1）（注3）	当社取締役　2名 新株予約権の数　900個 目的となる株式の数　90,000株
	当社子会社の取締役　4名 新株予約権の数　1,170個 目的となる株式の数　117,000株
	当社子会社の従業員　5名 新株予約権の数　960個 目的となる株式の数　96,000株

（注）１．2021年３月31日現在において発行時より当社子会社従業員の退職に伴い新株予約権の数が600個(60,000株）、新株予約権の行使に伴い新株予約権の数が70個（7,000株）減少しております。

２．新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、下記の(a)、(b)又は(c)に掲げる各時期までに当社の経常利益が当該(a)、(b)又は(c)に掲げる条件を満たした場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ当該各条件に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度

として、当該条件を満たした期に係る有価証券報告書の提出日の属する翌月１日から行使することができる。

(a) 2021年３月期までに経常利益が13億円を超過した場合
行使可能割合： 10％

(b) 2026年３月期までに経常利益が16億円を超過した場合
行使可能割合： 40％

(c) 2026年３月期までに経常利益が20億円を超過した場合
行使可能割合：100％

なお、上記における経常利益の判定においては、当社の当該各期に係る有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における経常利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会で定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に１個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

② 上記①にかかわらず、2016年４月28日から2017年４月27日までの期間において、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも300円（ただし、割当日後に当社が株式の分割、併合または無償割当てを行った場合には、その比率に応じて調整される。）を下回った場合には、本新株予約権を行使することはできない。

③ 新株予約権者は、本新株予約権の割当日以降、新株予約権の権利行使時まで継続して、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、かかる要件を満たさない場合においても、正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。

④ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑥ 各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

３．割当先の対象者の役職は、発行時の役職を記載しております。

４．会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2021年３月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	漆　原　　茂	ウルシステムズ株式会社代表取締役社長 株式会社アークウェイ代表取締役社長
取　締　役	植　松　　隆	ウルシステムズ株式会社常務取締役
取　締　役	古　澤　憲　一	IT管理担当 ウルシステムズ株式会社取締役
取　締　役	高　橋　敬　一	法務、人事・総務、財務・経理、IR担当 ウルシステムズ株式会社取締役 ピースミール・テクノロジー株式会社取締役 株式会社アークウェイ取締役 株式会社ノーチラス・テクノロジーズ社外取締役 株式会社オーシャンブリッジ取締役
常勤監査役	馬　場　和　広	ウルシステムズ株式会社監査役 ピースミール・テクノロジー株式会社監査役 株式会社アークウェイ監査役
監　査　役	鈴　木　　明	
監　査　役	唐　津　真　美	高樹町法律事務所パートナー 弁護士
監　査　役	坂　田　政　一	

（注）１．監査役鈴木明氏、監査役唐津真美氏及び監査役坂田政一氏は、社外監査役であります。また、当社は、監査役唐津真美氏及び監査役坂田政一氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

２．監査役唐津真美氏の戸籍上の氏名は山田真美であります。

３．常勤監査役馬場和広氏、監査役鈴木明氏及び監査役坂田政一氏は、以下のとおり財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

・常勤監査役馬場和広氏は、当社及び子会社の取締役を長く務め、当社グループ全体の、事業や運営の状況及び財務・会計に深く通じており、監査役の立場から公正な企業運営の実現に貢献できる相当程度の知見を有しております。

・監査役鈴木明氏は、外資系企業を中心に経営者としての経験と財務及び会計に関する知識が豊富であり、社外監査役の立場から公正な企業運営の実現に貢献できる相当程度の知見を持っております。

・監査役坂田政一氏は、経営者としての経験と財務及び会計に関する知識が豊富であり、社外監査役の立場から公正な企業運営の実現に貢献できる相当程度の知見を有しております。

４．当社は社外取締役を選任しておりませんが、社外取締役を置くことが相当でないと判断した理由は次のとおりであります。

当社は、取締役会の監視・監督機能及び業務意思決定機能をより強化するため、適切な人材を社外取締役に選任することは有益なことと認識しております。しかしながら、社外取締役として取締役会の機能強化に貢献するためには、企業経営一般のみならず当社グループの事業ドメインである「戦略的IT投資領域」における事業遂行に必要な識見を十分に備え当社の事業戦略に基づき個々の案件における適切な意思決定を行うことができ、かつ当社の経営者からも独立した立場にある方である必要があります。当社ではかかる観点から人材の探索に努めておりますが、適切な人材の選定には至っておりません。そして、仮にIT業界や企業経営に対する識見を十分に有さない社外取締役を選任した場合には、業務執行に対する監視・監督機能を適切に果たせず無用なコスト増を招くのみならず当社の実情に即した的確な意思決定を行う取締役会の機能を低下させ、当社取締役会の運営に少なからず悪影響を及ぼす可能性があります。

以上の理由により、当社では社外取締役の選任は相当ではないと判断し、当事業年度末日において社外取締役を置いていないものであります。

今後とも当社にとって最適な内部統制体制の構築を目指しつつ、引き続き、当社の社外取締役として適切な人材の確保に向けて検討を行ってまいります。

なお、当社は2021年4月28日開催の取締役会において、第21回定時株主総会において移行に必要な定款変更議案の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社への移行を決議しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

イ. 取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月24日開催の取締役会において、取締役の報酬等の決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の報酬等の決定方針の内容は次のとおりです。

1．取締役の報酬等の決定基本方針

当社取締役の報酬の決定にあたっては、下記事項を基本方針とします。

①優秀な人材の維持・確保が可能で且つ取締役としての職務を誇りをもって遂行する動機づけになり得る水準であること。

②固定報酬に加え、会社の業績等に適度に連動した報酬制度（業績連動報酬等及び非金銭報酬等）の導入により、当社グループの中長期の企業価値成長に資する健全な企業家精神の発揮を促進する報酬プログラムにより支給されるものであること。

２．基本報酬に関する方針

取締役の報酬等（非金銭報酬等を除く）については、2014年6月27日開催の第14回定時株主総会において、その限度額を各事業年度における取締役全員の報酬につき総額3億円以内（使用人兼務取締役は使用人分給与を含まない）と決議しております。

取締役個人別の基本報酬の算定方法の決定に関する方針については、当該株主総会で承認された限度額の範囲内で、各取締役の役位、担当職務、専門性及び実績等並びに独立社外監査役の助言等を踏まえ取締役会決議により各取締役の個々の報酬額の上限を定めた上で、代表取締役に一任して決定する方針としています。

３．業績連動報酬等に関する方針

取締役の個人別の業績連動報酬等の算定方法の決定に関する方針については、上記基本報酬と併せて第14回定時株主総会で承認された取締役報酬等の限度額の範囲内で、独立社外監査役の助言等を踏まえ、取締役会決議により各取締役の個々の報酬額の上限を定めた上で、当社グループの経常利益の成長額の多寡に加え、成長投資の実施状況あるいは品質管理活動状況等を総合的に勘案して、代表取締役に一任して決定する方針としております。

４．非金銭報酬等に関する方針

取締役の個人別の非金銭報酬等については、2014年6月27日開催の第14回定時株主総会において、取締役の株式報酬型ストックオプションとして割り当てられる新株予約権に関する報酬等の額を各事業年度における取締役全員につき総額3億円の範囲内（使用人兼務取締役は使用人分給与を含まない）と決議しております。

取締役の個人別の報酬等のうち、非金銭報酬等の決定については、当該株主総会で承認された限度額の範囲内で、独立社外監査役の助言等を踏まえ各取締役の個々の報酬額の上限を定めた上で、中長期の視点で在任期間や中長期の経常利益の達成度合い等を総合的に勘案して取締役会で決定する方針としております。

５．報酬等の割合に関する方針

基本報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定方針について、各取締役に対する中長期の企業価値成長に資する適切なインセンティブ付与の観点から、基本報酬の額及び業績連動報酬等の額の割合については代表取締役が、非金銭報酬等の額については付与する場合には取締役会での審議を経て取締役会

が、それぞれ独立社外監査役の助言等を踏まえ決定しております。

６．報酬等の付与時期や条件に関する方針

基本報酬の額：代表取締役の決定に基づき毎月の支払

業績連動報酬等の額:代表取締役の決定に基づき毎連結会計年度の6月及び12月の支払い

非金銭報酬等の額：非金銭報酬等を付与する場合には、取締役会の決議に基づき3年―5年に1回程度で任意の時期

７．報酬等の決定の委任に関する事項

①当該委任を受ける者の氏名又は当該株式会社における地位及び担当

代表取締役

②①の者に委任する権限の内容

基本報酬及び業績連動報酬等について、独立社外監査役の助言等を踏まえ取締役会で承認した各取締役の個々の報酬額の上限の範囲内で、具体的な個人別の報酬等の額を決定

③①の者により②の権限が適切に行使されるようにするための措置を講ずることとするときは、その内容

該当事項はありません。

④取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法

基本報酬の額及び業績連動報酬等の額について

独立社外監査役の助言等を踏まえ、取締役会で承認した各取締役の個々の報酬額の上限の範囲内で、代表取締役の決定に基づき具体的な個人別の報酬等の額を決定

非金銭報酬等の額について

独立社外監査役の助言等を踏まえ、取締役会で承認した各取締役の個々の報酬額の上限の範囲内で、取締役会の決定に基づき具体的な個人別の付与額（個数等）を決定

８．上記のほか報酬等の決定に関する事項

該当事項はありません。

ロ．監査役の報酬等について

監査役の報酬等については、2006年6月29日開催の第6回定時株主総会においてその限度額を各事業年度につき総額5,000万円以内と決議しております。監査役の報酬等は高い独立性確保の観点から業績により変動する要素を排除した固定月額報酬のみとし、株主総会で承認された限度額の範囲内で監査役の協議に基づき決定しております。

ハ．当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取　締　役 （うち社外取締役）	150,800 （－）	43,800 （－）	107,000 （－）	－ （－）	2名 （－）
監　査　役 （うち社外監査役）	15,750 （4,950）	15,750 （4,950）	－ （－）	－ （－）	4名 （3名）
合　　計 （うち社外役員）	166,550 （4,950）	59,550 （4,950）	107,000 （－）	－ （－）	6名 （3名）

（注）１．取締役の支給人員は無報酬の取締役２名を除いております。また、取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

２．業績連動報酬等に係る業績指標は主に連結経常利益であり、その実績は2021年3月期で1,419,666千円であります。当該指標を選択した理由については、連結経常利益は期間収益に対応している最終の利益項目であり、この成長は専門家集団としての当社グループの競争力の証であるとともに、株主を始めとする利害関係者への利益配分の源泉となる利益であるからです。また、業績連動報酬等の算定方法については、独立社外監査役の助言等を踏まえ、取締役会決議により各取締役の個々の報酬額の上限を定めた上で、当社グループの経常利益の成長額の多寡に加え、成長投資の実施状況あるいは品質管理活動状況等を総合的に勘案して、代表取締役に一任して決定する方針としております。

３．取締役の報酬等の限度額は、2014年６月27日開催の第14回定時株主総会において各事業年度につき総額3億円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない）及び株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の限度額を年額3億円の範囲内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない）で設けることにつき決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名（うち、社外取締役については該当者なし）です。

４．監査役の報酬等の限度額は、2006年６月29日開催の第６回定時株主総会において各事業年度につき総額5,000万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

５．取締役会は、独立社外監査役の助言等を踏まえ取締役会で承認した各取締役の個々の報酬額の上限の範囲内で、代表取締役漆原茂に当社の取締役の基本報酬の額及び業績連動報酬等の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社グループの中長期の企業価値成長に対する取締役の貢献度について的確に評価を行なうには代表取締役が適任であると判断したためであります。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役唐津真美氏は、高樹町法律事務所のパートナー弁護士であります。当社と同法律事務所の間には特別の関係はありません。

② 当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または業務執行者でない役員との親族関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

イ．取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（17回開催）		監査役会（13回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
監査役鈴木　明	16回	94%	13回	100%
監査役唐津真美	17回	100%	13回	100%
監査役坂田政一	14回	82%	10回	77%

（注）監査役坂田政一氏は、2020年6月26日開催の第20回定時株主総会において新たに選任されたため、取締役会及び監査役会の開催回数が他の社外監査役と異なります。なお、同氏の就任後の取締役会の開催回数は14回、監査役会の開催回数は10回であります。

ロ．取締役会及び監査役会における発言状況

・監査役鈴木明氏は、主に長年の経営者の経験に基づく経営管理の視点から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において経営上の危機管理体制などについて、適切な意見を述べております。

・監査役唐津真美氏は、主に弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会においてコンプライアンス推進など業務の適正性について発言を行っております。

・監査役坂田政一氏は、主にIT企業の経営者の経験に基づく組織運営の視点から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において組織運営の健全性などについて、適切な意見を述べております。

④　責任限定契約の内容の概要

当社は、定款の定めにより、社外取締役及び社外監査役との間で会社法第423条第１項の損害賠償責任について同法第427条第１項に定める要件に該当する場合に損害賠償責任を限定する（但し、当該限定は法令に定められた限度とする）旨の責任限定契約を締結することができますが、当事業年度においては該当事項はありません。

５．会計監査人の状況

(1) 名称　　有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

・当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額　　16,000千円
・当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額　　16,000千円

(注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積もりの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等は相当と認めて同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会社法第340条第１項各号に定める事項に該当すると認められる場合には監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任し、会計監査人の独立性、適格性を害するその他の事由の発生により適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には会計監査人の解任または不再任を株主総会に提案します。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任監査法人トーマツは、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

６．業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社及び当社の子会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 当社及び子会社の役員及び社員（以下、「役職員」という）の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社及び子会社の役職員が職務の執行に当たり遵守すべき規範として、法令遵守（コンプライアンス）体制に関する憲章を制定し、同憲章をもって法令・定款及び社内規程を遵守した行動をとるための行動規範を定めます。当社及び子会社の取締役社長は、当該憲章の趣旨を繰り返し役職員に伝えることにより、法令・定款等の遵守を企業活動の前提とすることを徹底します。また、その徹底を図るため、当社の法務部において当社及び子会社全体のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に、当社及び子会社の役職員教育を行います。当社の内部監査室は、法務部と連携してコンプライアンスの状況を監査し、その状況は当社及び関連する子会社の取締役社長、取締役会及び監査役会並びに監査役に適宜報告されます。

さらに、当社及び子会社の役職員が法令上の疑義のある事業活動につき直接情報を提供するための手段として、監査役によるホットライン（法令遵守通報窓口）の設置を行います。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録するとともに、所定の期間、取締役、監査役及び監査法人が常時閲覧できるよう保存します。

(3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社のリスク管理規程に従い、当社及び子会社の事業で想定されるリスクのカテゴリー別に責任者を定め、当社の法務部長を当社及び子会社全体のリスクに関する統括責任者として任命し、法務部において当社及び子会社全体のリスクを網羅的・総括的に管理します。

また、個々のリスクの管理については、当社及び子会社における各組織の業務が規程に従って適正な手続のもとに行われているか否かを当社の内部監査室が監査計画に従って定期的に監査して改善点等を指摘し、その結果を取締役社長、監査役会、取締役会及び法務部長に報告するほか監査法人とも共有し、必要に応じて取締役会において改善策を審

議・決定します。また、子会社については、当社から監査役を派遣し、当該監査役が役員の立場から年度監査計画に基づいてリスク管理状況を監査し、必要に応じて当社及び当該子会社の取締役会及び内部監査室と情報を共有してリスク対策を実施させる体制を構築します。

(4) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及び子会社の取締役会は、役職員が共有する経営計画を定めます。そして、各業務担当取締役は、職務分掌規程及び職務権限規程等の会社の権限分配・意思決定ルールに基づいてその所管する組織及び子会社による効率的な目標達成の方法を決定し実施します。また、当社及び子会社ではプロジェクト管理システム(PAS)等のITツールや予実差異分析プロセスを採用しており、更に派遣役員を通じて子会社からの定期又は随時の報告を受けること等により、当社及び子会社の業務の進捗状況や損益状況を半月又は月次でレビューし、目標未達成や進捗遅れが生じた場合には要因分析や対策立案について当社又は子会社の取締役会で協議し迅速に問題を解消することにより当社及び子会社全体の業務の効率化を実現する体制を構築します。

(5) 当社及び子会社からなる企業集団（以下、「当社グループ」という）における業務の適正を確保するための体制

当社グループ全体で業務の適正性を確保するため、当社が主体となって当社グループの方向性を決定し、業務の重要性に応じて子会社の業務手続についても当社にてルール化を行い、その業務の適正性は内部監査室が内部監査を通じて確認するものとします。また、当社取締役及び当社の各部門が子会社から事業の動向及び業務の執行状況についての報告を受け、当社所定の重要事項について当社取締役会に報告するものとします。

(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

内部監査室を監査役の監査を補助する組織とし、内部監査室長又は内部監査室長が指名する内部監査室員を監査役の職務を補助すべき使用人（以下、「監査役補助者」という）とします。監査役補助者は監査役との協議により内部監査とは別に監査役の要望した事項の監査を行いその結果を当該監査役に報告します。そのため、内部監査室には、当社及び子会社の業務を十分検証できるだけの専門性を有する人材を配置いたします。

(7) 監査役補助者の当社の取締役からの独立性に関する事項

監査役補助者の人事異動及び懲戒については、人事担当取締役は監査役会に対して事前の報告を行いその承認を得るものとします。

(8) 当社の監査役の監査役補助者に対する指示の実効性の確保に関する事項

内部監査室長は監査役の監査計画に基づきその補助のための業務計画を策定し、常勤監査役を中心とした監査役の適宜の指示のもとに人員工数を適宜に重点投入して、監査役補助者が実効的な監査補助を行える条件を整備します。

(9) 当社の監査役及び監査役会への報告に関する体制

当社及び子会社の役職員は、監査役会規則に基づき、法定の事項に加えて、当社及び子会社に重大な影響を及ぼす事項、毎月の経営状況として重要な事項、内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項、その他コンプライアンス上重要な事項が発生した場合には、直接、監査役及び監査役会に対し報告することができます。また、当社は子会社に対して取締役及び監査役を派遣し、子会社の取締役の職務執行にあたって生じた経営上の重要事項については取締役会及び監査役の監督、監査機能を通じて当社監査役に報告が上げられる体制とします。子会社の従業員の職務執行にあたって生じた重要な事項についても、主として監査役の監査及び当社の内部監査を通じて当社の監査役会及び取締役会に報告が上げられる体制とします。更に、当社の監査役へのホットライン（法令遵守通報窓口）を通じて当社及び子会社の役職員から法令違反等の事実の報告を直接かつ迅速に収集する体制を構築します。

(10) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保するための体制

監査役へのホットライン（法令遵守通報窓口）は当社の社内規程に基づいて設置され、通報を受けた監査役は通報者の匿名性を保証し、通報者が不利益な取り扱いを受けていないかどうかを適宜確認し、通報した事実を理由として不利益な取扱いを行った役職員の懲戒を求め、又は取締役会等へ是正措置を勧告するなど、通報者の身分を保証するための権限を有することとし、内部通報の体制が効果的に運用される体制を構築します。

(11) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続等に係る方針に関する事項

当社の監査役及び監査役会が弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対する助言又は調査等の事務委託或いは実地監査のための出張旅

費等、所要の費用を当社に請求するときは、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要ではないと認められる場合を除き当社はこれを拒むことができず、また監査役より前払いの請求を受けた場合には金銭出納に関する社内規程に基づいてこれに応じることとします。

(12) そのほか当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

常勤監査役は当社及び子会社にて開催される主要な会議に出席し、役員及び管理職社員との情報交換を図ります。また、内部監査室との間で日常的な情報交換や監査役監査における定期的なヒアリングを通じ、また監査法人との間で監査実施のつど情報交換を通じ、それぞれ連携を図ります。更に当社の監査役が子会社の監査役に就任し、子会社の業務、損益、リスク及びコンプライアンスに関する情報を適時に把握します。このようにして収集された情報は監査役会に報告され社外監査役との間で共有されたうえで、監査役監査実施にあたっての重要な資料とします。

(13) 金融商品取引法により求められる内部統制体制構築に関する諸施策

当社は、上場企業として、金融商品取引法により要求される内部統制体制につき、所管部門を内部監査室及び財務経理部に定め、適切な体制の構築を図っています。その体制の適切性の担保として、所管部門は、監査法人から内部統制監査を受けるとともに、適宜、意見交換を行ってその改善に努め、決算・財務報告の適切性を図っています。

(14) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(i) 重要な会議の開催状況

取締役の職務執行と法令及び定款との適合性を確保するため、取締役会を原則として月次で開催（当期は17回）しました。

また、取締役相互及び監査役による監視機能を実効性あるものとするために、グループ全体の主要な経営指標の報告等を通じて、取締役会審議の充実を図りました。

更に、主要子会社が重要な経営事項や業務進捗状況を役職員間で共有するために定期的に開催する会議には当社の取締役及び管理職社員も出席し、子会社に関する情報の迅速な収集に努めました。

(ii) 監査役の職務の執行状況

① 監査役の職務執行と法令及び定款との適合性を確保するため、監査役会を原則として月次で開催（当期は13回）しました。

② 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づいて監査を行い、当社の代表取締役、取締役、管理職社員及び当社子会社の取締役を対象に面談を行いました。

③ 監査役会は、代表取締役及び会計監査人との間でそれぞれ随時の意見及び情報の交換を行いました。

(iii)主な教育の実施状況

① 当社の情報セキュリティに関するルールの周知を図るため、情報セキュリティ委員会において当社グループ全役職員を対象としてルールの勉強会を実施し、その理解度をチェックテストで確認しました。

② 新入社員を中心に、当社社内ルール及び業務に関連する法令の理解を促進するため、法務研修を実施しました。

(iv) 内部監査の実施状況

内部監査計画に基づき、業務リスク及び表示リスクを発見しこれを回避する観点から、当社グループ全体を対象に監査項目を設定して定期監査を２回実施しました。

(v) 財務報告に係る内部統制の状況

当期は、前期より継続して、当社及び当社の子会社であるウルシステムズ株式会社の事業を内部統制に関する評価範囲とし、全社的な内部統制及び決算・財務報告プロセスの整備、運用状況の評価を実施しました。

(vi) 反社会的勢力排除状況

取引先との契約条件に反社会的勢力排除に関する条項を盛り込むよう徹底するとともに、警視庁管内の企業総務担当者で構成される反社会的勢力対策のための協議会に参加し、その動向等についての情報交換を行い所轄署との連携を図りました。

７．会社の支配に関する基本方針

当社は、当社グループの事業ドメインである「戦略的IT投資領域」における高付加価値サービスの提供を通じて顧客満足度を向上させることにより安定的に事業成長することを基本的な経営方針としております。従って、当社の業務の遂行には、「戦略的IT投資領域」に精通した者が取締役や業務執行者に就任し、事業の方針を決定し、業務執行体制を構築することが必要であり、これによって初めて当社の事業価値の維持・向上が図られるものと認識しております。以上が会社の支配に関する基本方針であります。

現時点においては、当社株式の大規模な買付行為に関する具体的な対応方針は特に定めておりませんが、上記の方針に照らして必要性があると判断した場合には、社内外の専門家を含めて検討したうえで適切な対応策を講じます。

８．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題の一つとして認識しております。この認識に従って、当社は、現在長期保有の株主様への積極的な利益還元策として当面の配当性向を20%～30%とする業績連動型の配当政策を採用しております。当連結会計年度の業績は親会社株主に帰属する当期純利益891,983千円となったため、当連結会計年度においては期末配当金を１株当たり32円（連結配当性向20.1%）とさせていただくことを予定しております。

また、自己株式の取得につきましても、企業環境の変化に対応した機動的な資本政策の手段を確保することを主たる目的として断続的に実施しており、2021年３月期においては2020年３月16日付の取締役会決議に基づき2020年４月１日から同年４月30日までに65,000株（160,514千円）の買い付けを実施しております。なお、2021年３月31日までの累計取得株数は520,249株、累計取得金額合計は492,394千円となっております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**7,038,590**	**流動負債**	**1,674,218**
現金及び預金	5,160,710	未払金	226,087
売掛金	1,722,680	未払費用	264,244
仕掛品	49,080	賞与引当金	487,930
その他	106,119	未払法人税等	339,794
固定資産	**962,160**	その他	356,162
有形固定資産	**55,052**	**負債合計**	**1,674,218**
建物附属設備	78,755	**純資産の部**	
工具、器具及び備品	178,439	**株主資本**	**6,179,746**
減価償却累計額	△202,142	**資本金**	**848,794**
無形固定資産	**107,658**	**資本剰余金**	**1,245,456**
のれん	105,233	**利益剰余金**	**4,577,891**
その他	2,424	**自己株式**	**△492,394**
投資その他の資産	**799,450**	**その他の包括利益累計額**	**△2,081**
投資有価証券	441,653	その他有価証券評価差額金	△2,081
繰延税金資産	224,772	**新株予約権**	**1,212**
その他	133,024	**非支配株主持分**	**147,655**
資産合計	**8,000,751**	**純資産合計**	**6,326,532**
		負債純資産合計	**8,000,751**

(注)　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しております。

連結損益計算書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		7,191,339
売上原価		4,635,835
売上総利益		2,555,504
販売費及び一般管理費		1,138,666
営業利益		1,416,837
営業外収益		
受取利息	47	
助成金収入	2,000	
還付消費税等	1,668	
その他	993	4,709
営業外費用		
自己株式取得費用	1,102	
その他	778	1,880
経常利益		1,419,666
税金等調整前当期純利益		1,419,666
法人税、住民税及び事業税	534,361	
法人税等調整額	△21,458	512,903
当期純利益		906,763
非支配株主に帰属する当期純利益		14,779
親会社株主に帰属する当期純利益		891,983

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「０」で表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2020年４月１日　当期首残高	845,490	1,205,301	3,832,952	△331,809	5,551,935
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△147,045		△147,045
新株の発行（新株予約権の行使）	3,304	3,304			6,608
親会社株主に帰属する当期純利益			891,983		891,983
自己株式の取得				△160,585	△160,585
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		36,850			36,850
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	3,304	40,154	744,938	△160,585	627,811
2021年３月31日　当期末残高	848,794	1,245,456	4,577,891	△492,394	6,179,746

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計			
2020年４月１日　当期首残高	△2,733	△2,733	1,240	133,701	5,684,142
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△147,045
新株の発行（新株予約権の行使）					6,608
親会社株主に帰属する当期純利益					891,983
自己株式の取得					△160,585
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					36,850
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	652	652	△28	13,954	14,578
連結会計年度中の変動額合計	652	652	△28	13,954	642,390
2021年３月31日　当期末残高	△2,081	△2,081	1,212	147,655	6,326,532

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「０」で表示しております。

貸借対照表

(2021年３月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**2,492,434**	**流動負債**	**457,001**
現金及び預金	1,603,467	未払金	16,969
売掛金	719,044	未払費用	95,364
関係会社短期貸付金	150,000	未払法人税等	263,736
前払費用	16,801	賞与引当金	17,528
その他	3,121	その他	63,402
固定資産	**1,434,293**	**負債合計**	**457,001**
有形固定資産	**16,198**	**純資産の部**	
建物附属設備	58,786	**株主資本**	**3,470,596**
工具、器具及び備品	62,992	**資本金**	**848,794**
減価償却累計額	△105,580	**資本剰余金**	**1,189,223**
無形固定資産	**1,811**	資本準備金	839,030
ソフトウェア	742	その他資本剰余金	350,193
電話加入権	1,019	**利益剰余金**	**1,924,973**
商標権	50	その他利益剰余金	1,924,973
投資その他の資産	**1,416,283**	繰越利益剰余金	1,924,973
投資有価証券	441,653	**自己株式**	**△492,394**
関係会社株式	798,303	**評価・換算差額等**	**△2,081**
敷金	112,764	その他有価証券評価差額金	△2,081
繰延税金資産	63,561	**新株予約権**	**1,212**
		純資産合計	**3,469,726**
資産合計	**3,926,728**	**負債純資産合計**	**3,926,728**

(注)　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「０」で表示しております。

損　益　計　算　書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
営　業　収　益		**1,474,856**
販売費及び一般管理費		**593,544**
営　業　利　益		**881,312**
営　業　外　収　益		
受　取　利　息	3,016	
助　成　金　収　入	2,000	
そ　の　他	364	5,380
営　業　外　費　用		
自己株式取得費用	1,102	
そ　の　他	0	1,102
経　常　利　益		**885,590**
税引前当期純利益		**885,590**
法人税、住民税及び事業税	315,404	
法　人　税　等　調　整　額	△10,553	304,851
当　期　純　利　益		**580,738**

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「０」で表示しております。

株主資本等変動計算書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
2020年４月１日　当期首残高	845,490	835,726	350,193	1,185,919	1,491,280	1,491,280	△331,809	3,190,879
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△147,045	△147,045		△147,045
新株の発行（新株予約権の行使）	3,304	3,304		3,304				6,608
自己株式の取得							△160,585	△160,585
当期純利益					580,738	580,738		580,738
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	3,304	3,304	－	3,304	433,693	433,693	△160,585	279,716
2021年３月31日　当期末残高	848,794	839,030	350,193	1,189,223	1,924,973	1,924,973	△492,394	3,470,596

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
2020年４月１日　当期首残高	△2,733	△2,733	1,240	3,189,386
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△147,045
新株の発行（新株予約権の行使）				6,608
自己株式の取得				△160,585
当期純利益				580,738
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	652	652	△28	624
事業年度中の変動額合計	652	652	△28	280,340
2021年３月31日　当期末残高	△2,081	△2,081	1,212	3,469,726

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「０」で表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年５月７日

ＵＬＳグループ株式会社
　取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　長　塚　　弦　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　池　田　太　洋　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ＵＬＳグループ株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＵＬＳグループ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年５月７日

ＵＬＳグループ株式会社
　取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　長　塚　　弦　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　池　田　太　洋　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ＵＬＳグループ株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2020年４月1日から2021年３月31日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役会規則に準拠し、監査の方針、監査の計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ｲの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑤ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年５月14日

ＵＬＳグループ株式会社　監査役会

常勤監査役　馬　場　和　広　㊞

社外監査役　鈴　木　　明　㊞

社外監査役　唐　津　真　美　㊞

社外監査役　坂　田　政　一　㊞

以　上

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

当社では、株主の皆様への利益還元は最も重要な経営課題の一つとして認識しております。この認識に従い、当社は、現在長期保有の株主様への積極的な利益還元策として当面の配当性向を20％～30％とする業績連動型の配当政策を採用しております。当連結会計年度の業績は親会社株主に帰属する当期純利益が891,983千円となったため、2021年３月期の期末配当は、１株当たり32円（連結配当性向20.1％）で実施したいと思います。

（１）配当財産の種類

金銭といたします。

（２）配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金32円といたしたいと存じます。なお、この場合の配当総額は、179,121,632円となります。

（３）剰余金の配当が効力を生じる日

2021年６月30日といたしたいと存じます。

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

(1) 当社は、取締役会の経営意思決定及び業務執行機能に対する監督機能強化によりコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図り、今後の当社グループの中長期の健全な企業価値成長をより確固たるものにするため、委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会を有し、監査等委員である取締役が取締役会で議決権を有する監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除を行うとともに、重要な業務執行の決定の委任に関する規定の新設等を行ないます。

(2) 取締役（業務執行取締役等であるものを除く）が期待する役割を十分に発揮できるようにするため、当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で責任限定契約を締結することができるよう、現行定款第33条第2項の一部を変更するものであります。なお、現行定款第33条第2項の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

(3) その他、上記の各変更に伴う所要の変更を行ないます。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更箇所を示しております。）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第１章　　総　則	第１章　　総　則
第１条　（条文省略）	第１条　（現行どおり）
（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営む会社等の株式又は持分を保有することにより、当該会社等の事業活動を支配又は管理することを目的とする。 (1)～(13)　（条文省略）	（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営む会社等の株式又は持分を保有することにより、当該会社等の事業活動を支配又は管理することを目的とする。 (1)～(13)　（現行どおり）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
(14) 給与計算並びに会計帳簿の記帳代行受託業務	(14) 給与計算並びに会計帳簿の記帳代行受託業務。
(15) 労務管理、企業経営、システムの企画等の立案に関するコンサルティング業務	(15) 労務管理、企業経営、システムの企画等の立案に関するコンサルティング業務。
(16) （条文省略）	(16) （現行どおり）
２．（条文省略）	２．（現行どおり）
第３条　（条文省略）	第３条　（現行どおり）
（機関）	（機関）
第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。	第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) 監査役	(2) 監査等委員会
(3) 監査役会	（削　　除）
(4) 会計監査人	(3) 会計監査人
第５条　（条文省略）	第５条　（現行どおり）
第２章　　株　式	第２章　　株　式
第６条～第10条　（条文省略）	第６条～第10条　（現行どおり）
（株主名簿管理人）	（株主名簿管理人）
第11条　（条文省略）	第11条　（現行どおり）
２．株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって定め、これを公告する。	２．株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議又は取締役会の決議により委任を受けた取締役の決定をもって定め、これを公告する。
３．（条文省略）	３．（現行どおり）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第12条　（条文省略）	第12条　（現行どおり）
（株式取扱規則） 第13条　株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取り扱い、株主の権利行使に際しての手続き等及びその手数料は、取締役会において定める株式取扱規則による。	（株式取扱規則） 第13条　株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取り扱い、株主の権利行使に際しての手続き等及びその手数料は、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役において定める株式取扱規則による。
第３章　　株主総会	第３章　　株主総会
第14条～第19条　（条文省略）	第14条～第19条　（現行どおり）
第４章　　取締役及び取締役会	第４章　　取締役及び取締役会
（取締役の員数） 第20条　当会社の取締役は、3名以上5名以下とする。	（取締役の員数） 第20条　当会社の監査等委員でない取締役は、3名以上5名以下とする。
（新　　設）	２．当会社の監査等委員である取締役は、3名以上5名以下とする。
（取締役の選任） 第21条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。	（取締役の選任） 第21条　取締役は、監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役を区別して株主総会の決議によって選任する。
２．（条文省略） ３．（条文省略）	２．（現行どおり） ３．（現行どおり）
第22条　（条文省略）	第22条　（現行どおり）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（取締役の任期） 第23条　取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	（取締役の任期） 第23条　監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
（新　　設）	２．監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
（新　　設）	３．補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
（新　　設）	４．会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。
（代表取締役及び取締役社長） 第24条　当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。	（代表取締役及び取締役社長） 第24条　当会社は、取締役会の決議によって、監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。
２．（条文省略）	２．（現行どおり）
３．取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定する。	３．取締役会は、その決議によって監査等委員でない取締役の中から取締役社長1名を選定する。
（取締役会の開催場所） 第25条　取締役会は、当会社の本店所在地又は取締役及び監査役の全員が合意した場所で行う。	（削　　除）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（取締役会の招集権者及び議長） 第26条　（条文省略）	（取締役会の招集権者及び議長） 第25条　（現行どおり）
（新　　設）	２．前項の規定にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。
（取締役会の招集通知） 第27条　取締役会の招集通知は、会日の3日前までに、各取締役及び各監査役に対し発信する。但し、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。	（取締役会の招集通知） 第26条　取締役会の招集通知は、会日の3日前までに、各取締役に対し発信する。但し、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。
２．取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	２．取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
第28条　（条文省略）	第27条　（現行どおり）
（取締役会の決議の省略） 第29条　当会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が当該提案につき書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。	（取締役会の決議の省略） 第28条　当会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が当該提案につき書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

現　行　定　款	変　更　案
（新　設）	（業務執行の決定の取締役への委任） 第29条　当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。
（取締役会の議事録） 第30条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに署名、記名押印又は電子署名する。 ２．（条文省略）	（取締役会の議事録） 第30条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに署名、記名押印又は電子署名する。 ２．（現行どおり）
第31条　（条文省略）	第31条　（現行どおり）
（取締役の報酬等） 第32条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として取締役が当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	（取締役の報酬等） 第32条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として取締役が当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役とを区別して定める。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（取締役の責任免除） 第33条　（条文省略） ２．当会社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について同法第427条第1項に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する旨の契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。	（取締役の責任免除） 第33条　（現行どおり） ２．当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について同法第427条第1項に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する旨の契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。
第５章　　監査役及び監査役会	第５章　　監査等委員会
（監査役の員数） 第34条　当会社の監査役は、3名以上5名以下とする。	（削　　除）
（監査役の選任） 第35条　監査役は、株主総会の決議によって選任する。 ２．監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削　　除）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（監査役の解任） 第36条　監査役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。	（削　　除）
（監査役の任期） 第37条　監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２．任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	（削　　除）
（常勤監査役） 第38条　監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤の監査役を選定する。	（常勤の監査等委員） 第34条　監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。
（監査役会の開催場所） 第39条　監査役会は、当会社の本店所在地又は監査役の全員が合意した場所で行う。	（削　　除）
（監査役会の招集通知） 第40条　監査役会の招集通知は、会日の3日前までに、各監査役に対し発信する。但し、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。	（監査等委員会の招集通知） 第35条　監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに、各監査等委員に対し発信する。但し、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
2．監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	2．監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
（監査役会の決議方法） 第41条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除いて、監査役の過半数をもって行う。	（監査等委員会の決議方法） 第36条　監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数の賛成をもってこれを行う。
（監査役会の議事録） 第42条　監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに署名、記名押印又は電子署名する。	（監査等委員会の議事録） 第37条　監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに署名、記名押印又は電子署名する。
（新　　設）	2．監査等委員会の議事録は、その原本を10年間本店に備え置く。
（監査役会規則） 第43条　監査役会に関する事項については、法令及び定款に定めるもののほか、監査役会で定める監査役会規則による。	（監査等委員会規則） 第38条　監査等委員会に関する事項については、法令及び定款に定めるもののほか、監査等委員会で定める監査等委員会規則による。
（監査役の報酬等） 第44条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（削　　除）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（監査役の責任免除） 第45条　当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。 ２．当会社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について同法第427条第1項に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する旨の契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額とする。	（削　　除）
第６章　　会計監査人	第６章　　会計監査人
第46条～第47条　（条文省略）	第39条～第40条　（現行どおり）
（会計監査人の報酬等） 第48条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	（会計監査人の報酬等） 第41条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第49条　（条文省略）	第42条　（現行どおり）
第７章　　計算	第７章　　計算
第50条～第53条　（条文省略）	第43条～第46条　（現行どおり）

現　行　定　款	変　更　案
（新　設）	附則
（新　設）	（監査役の責任免除に関する経過措置） 第１条　当会社は、第21回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第１項に規定された監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ２．第21回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第45条第2項（当会社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について同法第427条第1項に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する旨の契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額とする。）の定めるところによる。

第３号議案　監査等委員でない取締役４名選任の件

第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役４名全員は任期満了により退任となります。

つきましては、監査等委員会設置会社移行後の監査等委員でない取締役４名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員でない取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	うるしばら　しげる 漆　原　　茂 （1965年２月24日生）	1987年４月　沖電気工業㈱入社 1989年９月　スタンフォード大学コンピュータシステム研究所客員研究員 1999年４月　沖電気工業㈱システムソリューショングループ 2000年４月　同社システムソリューションカンパニー 2000年７月　当社代表取締役社長（現任） 2008年１月　オープンソースCRM㈱取締役 2011年10月　ウルシステムズ㈱代表取締役社長（現任） 2014年９月　㈱ブレインパッド社外取締役 2020年２月　㈱アークウェイ取締役 2020年９月　㈱アークウェイ代表取締役社長（現任）	2,508,600株

（候補者とした理由）

同氏は、当社の創業者としてまた代表取締役社長として長年にわたり当社及び当社グループの経営を指揮し、基幹事業である戦略的ITコンサルティング事業の事業基盤を創り上げてまいりました。そのなかで培った業界の動向に対する洞察力、経営に関する豊富な経験と高い識見が当社及び当社グループの経営には欠かせないものと判断し、取締役の候補者といたしました。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2	うえまつ　たかし 植松　隆 (1968年１月12日生)	1993年４月　㈱ベストロン入社 1995年８月　丸紅情報システムズ㈱入社 1999年１月　ケンブリッジ・テクノロジー・パートナーズ㈱入社 2005年４月　ニッセイ情報テクノロジー㈱入社 2008年４月　当社入社 2011年10月　ウルシステムズ㈱入社 事業開発本部長 2014年５月　ウルシステムズ㈱取締役 2017年５月　ウルシステムズ㈱常務取締役（現任） 2018年６月　当社取締役（現任）	0株
（候補者とした理由） 同氏は、当社の子会社であるウルシステムズ株式会社の事業開発等の責任者を歴任し、2017年５月からは同社の常務取締役として戦略的ITコンサルティング事業の拡充に大きく貢献してまいりました。同氏の業界に関する知見及び幅広い経験が当社及び当社グループの経営に欠かせないものと判断し、取締役の候補者と致しました。			
3	ふるさわ　けんいち 古澤　憲一 (1966年11月21日生)	1990年４月　㈱エイ・エス・ティ入社 1998年４月　㈱イーシー・ワン入社 2004年10月　㈱トラストコンベクション取締役 2008年10月　㈱イーシー・ワン入社 2010年６月　同社取締役 2011年６月　当社取締役（現任） 2011年10月　ウルシステムズ㈱取締役（現任）	0株
（候補者とした理由） 同氏は、当社の子会社であるウルシステムズ株式会社の主に戦略的ITコンサルティング事業の品質管理責任者として豊富な実績及び経験を有しております。品質管理の徹底は重要な経営課題の一つであり当該分野における同氏の知見及び幅広い経験が当社及び当社グループの経営に欠かせないものと判断し、取締役の候補者と致しました。			

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4	たかはし　けいいち 高橋　敬一 (1970年10月12日生)	1994年10月　中央監査法人入所 1998年４月　公認会計士登録 2000年10月　当社入社　ディレクター 2002年６月　当社財務担当執行役員 2003年12月　当社取締役（現任） 2008年１月　オープンソースCRM㈱取締役 2009年10月　ピースミール・テクノロジー㈱取締役（現任） 2011年10月　ウルシステムズ㈱取締役（現任） ㈱ノーチラス・テクノロジーズ社外取締役（現任） 2017年２月　㈱オーシャンブリッジ取締役（現任） 2020年９月　㈱アークウェイ取締役（現任）	292,000株
（候補者とした理由） 同氏は、当社グループ創業期からの財務責任者として戦略的ITコンサルティング事業の拡充を主に財務面・管理面で指揮し、当社及び当社グループの成長に大きく貢献してまいりました。その高い専門性と識見が当社及び当社グループの経営に欠かせないものと判断し、取締役の候補者といたしました。			

（注）１．取締役候補者、漆原　茂氏は、当社子会社であるウルシステムズ株式会社及び株式会社アークウェイの代表取締役社長を兼務しており、当社は当該２社との間に、役務提供等の取引関係があります。他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．現在当社の取締役である各候補者の当社における担当については、事業報告「４.会社役員の状況（１）取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。

３．当社は、現在、当社取締役及び監査役を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険により填補することとしております。なお、被保険者は、当該役員等賠償責任保険の保険料の8.9%を負担しております。監査等委員会設置会社への移行後においても、すべての取締役候補者は、取締役に選任された場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者となる予定です。なお、当該契約は、2021年７月に更新される予定です。

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、監査役４名全員は任期満了により退任となります。

つきましては、監査等委員会設置会社移行後の監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

また、本議案に関しましては予め監査役会の同意を得ております。

なお、本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	ばばかずひろ 馬場和広 （1956年５月14日生）	1984年10月　日航情報開発㈱入社 2001年２月　当社入社　ディレクター 2003年12月　当社取締役 2008年１月　オープンソースCRM㈱取締役 2011年10月　ウルシステムズ㈱取締役 2014年６月　当社取締役 2018年６月　当社監査役（現任） 2018年６月　ウルシステムズ㈱監査役（現任） 2019年８月　ピースミール・テクノロジー㈱監査役（現任） 2020年９月　㈱アークウェイ監査役（現任）	62,000株

（候補者とした理由及び期待される役割等）

同氏は、当社及び当社子会社であるウルシステムズ株式会社の取締役を長く務め、当社グループ全体の事業や運営状況及び財務・会計に深く通じていることから、これらの経験と知見及び社外取締役との連携により当社及び当社グループの公正な企業運営の実現に貢献できると判断し、監査等委員である取締役の候補者といたしました。選任後においては、当社グループでの取締役としての経験や財務・会計の知識を活かし、当社取締役会の監督機能強化による公正な企業運営の実現に尽力いただくことを期待しております。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2	からつ　まみ 唐津　真美 （1968年８月５日生）	1996年４月　弁護士登録 東京永和法律事務所入所 1999年２月　フレッシュフィールズ法律事務所（現フレッシュフィールズブルックハウスデリンガー法律事務所）入所 2005年１月　骨董通り法律事務所パートナー 2006年６月　当社社外監査役（現任） 2016年１月　骨董通り法律事務所オブカウンセル 2018年３月　高樹町法律事務所　パートナー（現任） 2018年７月　㈱ウエディングパーク社外監査役（現任） 2021年５月　セントラル警備保障㈱社外取締役（現任）	0株
（候補者とした理由及び期待される役割等） 同氏は、法律の専門家として企業法務等に高い専門性と豊富な経験を有しているほか、他社の社外役員も務めており、当社及び当社グループの公正な企業運営、特に内部統制体制及び法令遵守体制の構築及び運営の実現に貢献できると判断し、監査等委員である社外取締役の候補者といたしました。選任後においては、法律の専門家としての経験と知見を活かし、当社グループの内部統制体制及び法令遵守体制等の構築及び運営の実現に尽力いただくことを期待しております。			
3	さかた　まさかず 坂田　政一 （1959年８月２日生）	1983年４月　富士ゼロックス㈱入社 2005年10月　㈱港化成工業取締役 2010年４月　富士ゼロックスアドバンストテクノロジー㈱常務執行役員 2011年６月　富士ゼロックスアドバンストテクノロジー㈱取締役常務執行役員 2015年６月　富士ゼロックス情報システム㈱専務執行役員 2017年６月　富士ゼロックスアドバンストテクノロジー㈱代表取締役社長 2019年４月　富士ゼロックス㈱シニアアドバイザー 2020年６月　当社社外監査役（現任） 2020年６月　ＫＹＢ㈱社外取締役（現任） 2020年10月　㈱プラネット社外取締役（現任）	0株
（候補者とした理由及び期待される役割等） 同氏は、長年にわたり国際的な複合機メーカー及びその関連会社の業務及び経営に携わっており、IT業界に通じた高い専門性と経営者としての経験並びに財務会計に関する知識が豊富であることから、当社及び当社グループの公正な企業運営の実現に貢献できると判断し、監査等委員である社外取締役の候補者といたしました。選任後においては、長年の経営者としての経験や業界に関する知見及び豊富な財務・会計の知識を活かし、当社取締役会の監督機能強化による公正な企業運営の実現に尽力いただくことを期待しております。			

（注）１．各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．唐津真美氏及び坂田政一氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であります。唐津真美氏及び坂田政一氏は現在当社の社外監査役でありその在任期間は本総会終結の時をもってそれぞれ15年、１年になります。
３．唐津真美氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記「候補者とした理由及び期待される役割等」に記載のとおり社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
４．唐津真美氏の戸籍上の氏名は、山田真美であります。
５．上記各候補者が監査等委員である取締役に選任された場合には、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
６．当社は、唐津真美氏及び坂田政一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の選任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
７．当社は、現在、当社取締役及び監査役を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険により填補することとしております。なお、被保険者は、当該役員等賠償責任保険の保険料の8.9%を負担しております。監査等委員会設置会社への移行後においても、すべての取締役候補者は、取締役に選任された場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者となる予定です。なお、当該契約は、2021年７月に更新される予定です。

第５号議案　監査等委員でない取締役の報酬額設定の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員でない取締役の報酬等の限度額を、各事業年度につき総額３億円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない）とさせていただきたいと存じます。なお、これは、現在の取締役の報酬等の限度額と同額であります。

第２号議案「定款一部変更の件」及び第３号議案「監査等委員でない取締役４名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員でない取締役の員数は４名となります。

なお、本議案は、第２号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

また、当社では、2021年２月24日開催の取締役会において、前記12頁のとおり「取締役の報酬等の決定基本方針」を定めており、本議案をご承認いただいた場合には、本総会終結後の取締役会において当該方針の対象者を監査等委員でない取締役と変更することを予定しております。本議案の内容は、当該方針に沿うものであり、相当であると考えております。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬等の限度額を、各事業年度につき総額5,000万円以内とさせていただきたいと存じます。なお、これは、現在の監査役の報酬限度額と同額であります。

第２号議案「定款一部変更の件」及び第４号議案「監査等委員である取締役３名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役の員数は３名となります。

なお、本議案は、第２号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

また、上記報酬額は、監査等委員である取締役の職責等を考慮して設定しており、本議案の内容は、相当であると考えております。

第７号議案　監査等委員でない取締役に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

１．提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員でない取締役に対し株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の限度額を各事業年度につき総額3億円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない）とさせていただきたいと存じます。株式報酬型ストックオプションとして発行する当該新株予約権につきましては、新株予約権の割当てを受けた取締役が当社に対して有する報酬債権と当該新株予約権の払込金額の払込債務を相殺することを条件として、取締役会決議により発行することといたしたく存じます。また、本議案は、監査等委員会設置会社への移行に伴う手続き上のものであり、実質的な報酬等の額及び内容は、2014年6月27日開催の第14回定時株主総会においてご承認いただいた内容と同一であり、第5号議案「監査等委員でない取締役の報酬額設定の件」にてご承認をお願いしている報酬枠とは別枠で設定するものです。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員でない取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員でない取締役の員数は4名となります。

なお、本議案は、第2号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

また、当社では、2021年2月24日開催の取締役会において、前記12頁のとおり「取締役の報酬等の決定基本方針」を定めており、本議案をご承認いただいた場合には、本総会終結後の取締役会において当該方針の対象者を監査等委員でない取締役と変更することを予定しております。本議案の内容は、当該方針に沿うものであり、相当であると考えております。

２．株式報酬型ストックオプションとして発行される新株予約権の内容

株式報酬型ストックオプションとして発行される新株予約権の内容は、次のとおりであります。

① 新株予約権の割当てを受ける者

当社監査等委員でない取締役（以下、「対象者」という。）

② 割り当てる新株予約権の総数

新株予約権の総数は、株式報酬型ストックオプションとしての報酬の年間上限額3億円を、当社取締役会で定める新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）における一般的に用いられている公正価額の算定方法に基づき

算定された新株予約権1個の公正価額で除した数（小数点以下切捨て）を上限とする。

③ 新株予約権の払込金額

新株予約権1個あたりの払込金額は上記公正価額とする。

④ 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は新株予約権1個につき1株とする。なお、割当日後、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整より生じる1株未満の端数についてはこれを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

調整後株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社の株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする事情が発生した場合には、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

但し、かかる調整により各新株予約権の行使により発行される株式数がゼロになる場合には、当社取締役会の決議により株式数を調整することができる。

⑤ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払い込みをすべき1株当たりの金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた価額とし、行使価額は1円とする。

⑥ 新株予約権を行使することができる期間

割当日から30年以内で、当社取締役会において定める期間（以下、「行使期間」という。）とする。行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合には、その前営業日を最終日とする。

⑦ 新株予約権の行使の条件

(a)新株予約権者は、割当日以降権利行使時まで継続して、当社又は当社の子会社若しくは関連会社の役員（取締役及び監査役という。）、又は当社取締

役会が別途承認する地位を有していることを要する。

(b)1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。

(c)その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で別途締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

⑨ その他の新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

以上

株主総会会場ご案内図

会　場　東京都中央区晴海一丁目８番10号
晴海アイランドトリトンスクエア
オフィスタワーＸ棟５階会議室２番
ＴＥＬ（03）3532-2701

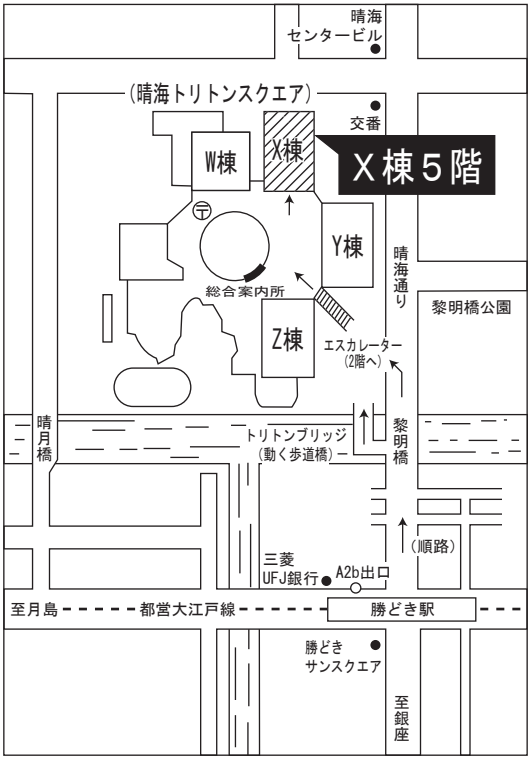

都営地下鉄大江戸線 勝どき駅（Ａ２ｂ出口）下車
徒歩８分

お土産の廃止について

昨年より、株主総会にご出席の株主様へのお土産の配布を取り止めさせていただいております。
何卒ご理解いただきますようお願い申しあげます。

第21回定時株主総会招集ご通知に際しての法令および定款に基づくインターネット開示事項

連結注記表
個別注記表

ＵＬＳグループ株式会社

「連結注記表」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.ulsgroup.co.jp/）に掲載することにより、株主のみなさまに提供しております。

連結注記表

１．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1.連結の範囲に関する事項

(1)連結子会社の状況

・連結子会社の数　3社

・主要な連結子会社の名称　ウルシステムズ株式会社
ピースミール・テクノロジー株式会社
株式会社アークウェイ

株式会社アークウェイについては、当連結会計年度において新たに株式を取得したため、連結の範囲に含めております。

(2)非連結子会社の状況

・主要な非連結子会社の名称　Archway Factory Inc.

・連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純利益（持分に見合う額）及び利益純利金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

2.持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社（Archway Factory Inc.）は、当期純利益（持分に見合う額）及び利益純利金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3.連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4.会計方針に関する事項

(1)重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

イ.満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

ロ.その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

②たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額は、法人税法の規定と同一のものを採用しております。また、少額の減価償却資産（取得価額10万円以上20万円未満の減価償却資産）については、事業年度毎に一括して3年間で均等償却しております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

イ.市場販売目的のソフトウェア

販売見込期間(3年)における見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間(3年)に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい金額を計上しております。

ロ.その他の無形固定資産

定額法によっております。

なお、耐用年数は、ソフトウェア（自社利用）については社内における利用可能期間(5年)、その他の無形固定資産については法人税法の規定と同一のものを採用しております。

また、少額の減価償却資産（取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産）については、事業年度毎に一括して3年間で均等償却しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3)重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

営業債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき計算した額を、貸倒懸念債権等の債権については個別に回収可能性を勘案し計算した回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③品質保証引当金

契約不適合担保期間において、契約に従い顧客に対して無償で役務提供を実施する場合があります。このような売上計上後の追加原価に備えるため、個別プロジェクト毎に追加原価の発生可能性を勘案し計算した見積額を計上しております。

④受注損失引当金

受注したプロジェクトの損失に備えるため、手持ち受注プロジェクトのうち当連結会計年度末で将来の特定の損失の発生可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができるプロジェクトについて、次期以降に発生が見込まれる損失を引当計上しております。

(4)受注制作のソフトウェア開発プロジェクトに係る収益及び費用の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる受注制作のソフトウェア開発プロジェクトについては進行基準（プロジェクトの進捗率の見積りは原価比例法）とし、その他のプロジェクトについては完成基準としております。

(5)重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6)のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、個別案件ごとの事情を勘案して、計上後20年以内の定額法により償却を行っております。

(7)その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式にて処理しております。

２．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1)発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	6,160,800株	7,000株	－株	6,167,800株

（注）普通株式の発行済株式の株式数の増加7,000株は、新株予約権の行使による増加7,000株であります。

(2)剰余金の配当に関する事項

①配当の支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月26日定時株主総会	普通株式	147,045	26	2020年3月31日	2020年6月29日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2021年6月29日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	179,121	32	2021年3月31日	2021年6月30日

(3)当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	2016年3月31日及び2016年4月27日取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	303,000株
新株予約権の残高	3,030個

（注）上記の新株予約権は業績目標コミットメント型有償新株予約権です。当該新株予約権の概要は、招集ご通知の事業報告「３．新株予約権等の状況（３）その他新株予約権等の状況」に記載しております。

３．金融商品に関する注記

(1)金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い短期的な預金、債券等に限定して運用を行っています。また、資金調達及びデリバティブについては現在取引の必要性がないため取り組み方針を定めておりません。今後必要に応じて定めていく予定です。

②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に基づき、取引相手ごとの与信枠管理や期日・残高管理を行うことにより把握・軽減を行っております。

有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されています。

満期保有目的の債券は、取締役会決議に基づき安全性の高い債券のみを対象とすることでリスクの軽減を図っており、投資有価証券の時価等の情報は時価情報もしくは対象会社の決算書等を通じて取締役会で把握しております。

営業債務である未払金は、ほとんどが短期の営業債務であり当該債務残高と当座資産残高の比較管理を行うことにより流動性リスクを管理しております。

③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

当社グループの金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格が無い場合には合理的に算定された価額が含まれております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日（当連結会計年度末）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれません。（注2を参照ください。）

種類	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
現金及び預金	5,160,710	5,160,710	－
売掛金	1,722,680	1,722,680	－
資産計	6,883,390	6,883,390	－
未払金	226,087	226,087	－
未払法人税等	339,794	339,794	－
負債計	565,881	565,881	－

（注1）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

現金及び預金、並びに売掛金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

未払金及び未払法人税等

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額と類似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

①非上場株式4銘柄（連結貸借対照表計上額386,796千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象には含めておりません。

②非上場新株予約権1銘柄（連結貸借対照表計上額ゼロ）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象には含めておりません。

③投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（連結貸借対照表計上額54,856千円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象には含めておりません。

４．1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,103円64銭
(2) 1株当たり当期純利益	159円37銭

５．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

６．その他の注記

該当事項はありません。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

(1)満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

(2)子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(3)その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額は、法人税法の規定と同一のものを採用しております。また、少額の減価償却資産（取得価額10万円以上20万円未満の減価償却資産）については、事業年度毎に一括して3年間で均等償却しております。

(2)無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、耐用年数は、ソフトウェア（自社利用）については社内における利用可能期間(5年)、その他の無形固定資産については法人税法の規定と同一のものを採用しております。

また、少額の減価償却資産（取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産）については、事業年度毎に一括して3年間で均等償却しております。

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

営業債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき計算した額を、貸倒懸念債権等の債権については個別に回収可能性を勘案し計算した回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2．貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権または金銭債務の金額（区分表示したものを除く）

短期金銭債権　　722,012千円

3．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業収益　　1,473,440千円

営業外収益　　3,000千円

4．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	505,220株	65,029株	－株	570,249株

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加65,029株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加65,000株、単元未満株式の買取りによる増加29株であります。

５．税効果会計に関する注記

繰延税金資産	千円
投資有価証券	21,127
関係会社株式	27,037
未払費用	1,247
賞与引当金	5,367
未払事業税	13,997
その他有価証券評価差額金	918
その他	6,810
繰延税金資産合計	76,506
繰延税金負債	
投資有価証券	△12,944
繰延税金負債合計	△12,944
繰延税金資産の純額	63,561

６．関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社

種類	会社名称	住所	資本金（千円）	事業の内容	議決権等の所有	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	ウルシステムズ株式会社	東京都中央区	100,000	コンサルティング事業	直接 99.3%	5人	当社サービス提供先	管理業務等の提供（注2）	1,453,048	売掛金	718,914
										立替金	2,787
子会社	ピースミール・テクノロジー株式会社	東京都中央区	4,550	コンサルティング事業	直接 77.8%	2人	当社サービス提供先	管理業務等の提供（注2）	14,205	売掛金	9
								利息の受取（注2）	3,000	立替金	233
								資金の貸付	―	関係会社短期貸付金	150,000
子会社	株式会社アークウェイ	東京都中央区	10,000	コンサルティング事業	直接 80.0%	3人	当社サービス提供先	管理業務等の提供（注2）	6,186	売掛金	9
										立替金	57

（注）１．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

上記の「管理業務等の提供」については、市場価格等を参考に決定しております。

「利息の受取」については、市場金利等を勘案して決定しております。

７．1株当たり情報に関する注記

（1）1株当たり純資産額　619円65銭

（2）1株当たり当期純利益　103円76銭

８．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

９．その他の注記

該当事項はありません。